



東山霊園「改葬許可」及び「申請時の住民票添付省略」について

～郡山市東山霊園条例施行規則の改正～

2022年4月 月例市長記者会見
資料10 環境部環境政策課

目的・効果

- 墓地使用に関する市民要望への対応（改葬の使用許可申請が可能になる）
- 利便性の向上（提出書類の削減）

東山霊園 制度の見直し

使用者の範囲の拡大

規則 改正趣旨

墓地使用に関する市民要望への対応

（遠隔地であるため、
体力的・経済的に負担）

改正前

【使用者の範囲】

焼骨を所持し、他に埋蔵する墓所がないこと。

改葬は認められない

改正後

改葬のための使用許可申請を新たに認める

市民の利便性に配慮した 多様な申請方法

利便性の向上

（提出書類の削減）

【申請時添付書類】

- ・一般墓所使用許可申請書
- ・合葬墓使用許可申請書
- 等の申請・届出について

住民票の写しの提出が必須

住民基本台帳を住基端末による確認

住民票の写しの提出を省略

施行日：2022年（令和4年）4月22日